

資料編

1 本編の用語解説

3頁「生物多様性の損失」

国際的な政府間組織（IPBES ※）によると、世界の約25%の動植物の種が既に絶滅の危機にあり、約100万種の動植物が数十年のうちに絶滅すると警告している。また、侵略的外来種による被害は世界で年間60兆円にものぼると報告されている。

※「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム」

3頁「ネイチャーポジティブ（自然再興）」

ネイチャーポジティブとは日本語訳で「自然再興」といい、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを指す。

今の地球は過去1,000万年間の平均と比べて10倍～100倍もの速度で生物が絶滅していくなど、いわゆるマイナスの状態にあるため、これまでの自然環境保全の取組だけでなく、経済から社会、政治、技術までの全てにまたがって改善を促していくことで、自然が豊かになっていくプラスの状態にしていこうというもの。

3頁「昆明・モンテリオール国際枠組」における23の行動目標

2022年12月に生物多様性に関する新たな世界目標である「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」が採択された。当該枠組のうち、2030年グローバルターゲットでは、日本が重視している30by30や自然を活用した解決策などの要素に加え、進捗を明確にするために新たに8個の数値目標が盛り込まれた。



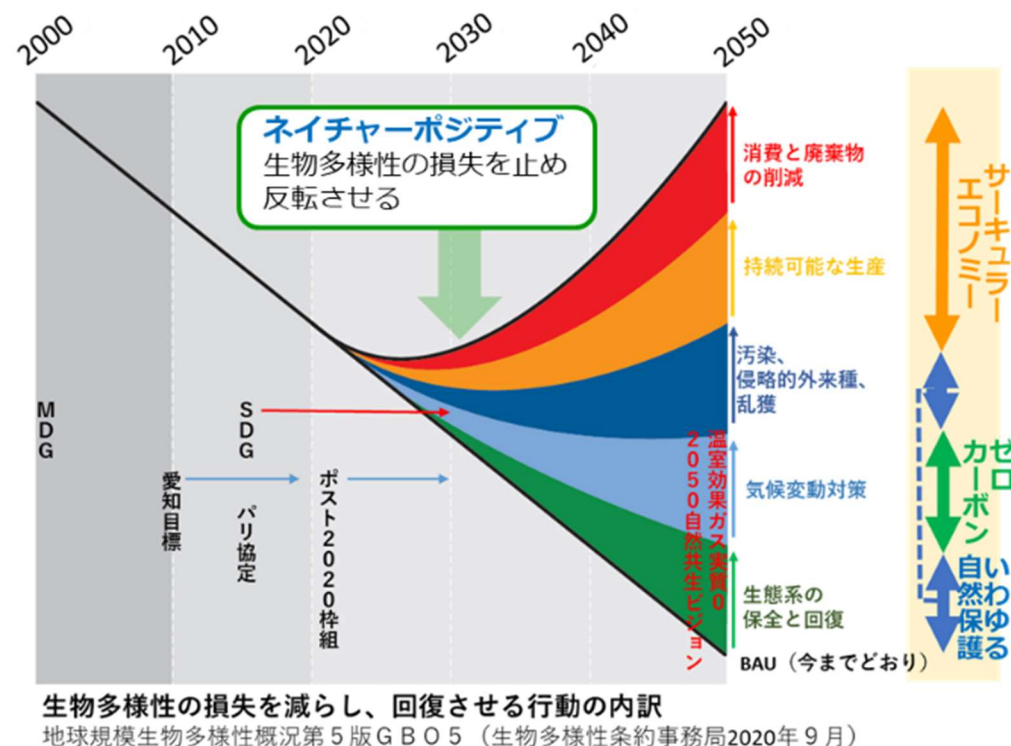
▶環境省ホームページ

3頁「生物多様性国家戦略2023-2030」

国家戦略では、2030年までにネイチャーポジティブを達成するという目標が掲げられている。行動目標には、陸と海のそれぞれで30%以上の面積で健全な生態系を保全する30by30目標を含め、2030年ネイチャーポジティブを達成するために、個人・団体を問わず全員が連携して取り組んでいく目標や施策が規定されている。



▶環境省ホームページ



12頁、31頁「兵庫県版レッドリスト」

兵庫県版レッドリストは、絶滅のおそれのある貴重な野生生物や地形・地質、自然景観など、県レベルで保全を図る必要のあるものを18の区分ごとに選定・評価しており、環境影響評価や地域での各種保全活動を行う上での基礎資料として活用されている。概ね10年ごとに各区分を順次改訂するほか、最新の情報に基づき、随時追加やランクの変更を行っている。

「兵庫県版レッドリスト」分野別・ランク別掲載数一覧(2023年度末現在)

区 分		絶 滅	野 生 絶	A ランク	B ランク	C ランク	要 注 目	地 域 限 定 貴 重 種	要 調 査	計
脊 椎 動 物	哺 乳 類	1		5			3		9	18
	鳥 類	1		21	64	25	17		25	153
	爬 虫 類			1	1	3	3		1	9
	両 生 類			4	6	7	1			18
	魚 類	2		18	8	9	2	1	16	56
無 脊 椎 動 物	昆 虫 類	8		40	53	69	58		53	281
	クモ類			9	6	10	1		15	41
	貝 類	3		79	38	25	7	1		153
	そ の 他			14	26	21			4	65
植 物	維 管 束 物 質	33	4	309	224	195			44	809
	蘚 苔 類	1		62	29	50				142
	藻 類			16	10	7		11	3	47
	菌 類			4	11		16		13	44
植 物 群 落				78	116	315	50			559
地 形				19	38	43				100
地 質				32	73	57	14			176
自 然 景 観				10	75	124	19			228
生 態 系				23	23	26				72
計		49	4	744	801	986	191	13	183	2,971

(注)鳥類については、2024年度末に改訂。詳細はホームページ「ひょうごの環境」を参照のこと。

兵庫県版レッドリストのランクについて

絶滅

県内での生息の可能性がないと考えられる種

野生絶滅

絶滅ランクのうち、人工飼育の例がある種

Aランク

環境省レッドデータブックの絶滅危惧Ⅰ類に相当、県内で絶滅の危機に瀕している種など緊急の保全対策が必要な種

Bランク

環境省レッドデータブックの絶滅危惧Ⅱ類に相当、県内での絶滅の危機が増大している種

Cランク

環境省レッドデータブックの準絶滅危惧に相当、県内で存続基盤が脆弱な種

要注目種

近年減少が著しい種

地域限定貴重種

県内全域では貴重とまではいえないが、特定の地域ではA～C、要注目のランクに相当していると思われる種

要調査種

評価するに足るデータはないが、今後の調査によっては貴重種となる可能性のある種



▶ホームページ
「ひょうごの環境」

21頁、35頁「特定外来生物」

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（通称：外来生物法）に基づき、海外起源の外来種であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがあるものの中から指定される。

指定を受けると、飼育、栽培、保管、運搬、販売、輸入、放出、譲渡などの取扱が原則禁止される。

（2024年度の指定種数：162種）

兵庫県版ブラックリスト選定等の状況（2024年度）

	A 兵庫県版 ブラックリスト	B Aのうち特定外来生物		C 国指定 特定外来生物
哺乳類	13	3	アライグマ、ヌートリア 他1	25
鳥類	6	1	ソウシチョウ	7
爬虫類	5	2	カミツキガメ、アカミミガメ（注）	22
両生類	4	3	ウシガエル 他2	18
魚類	10	4	ブルーギル 他3	26
昆虫類	12	6	ヒアリ、クビアカツヤカミキリ 他4	27
クモ・サソリ類	3	2	セアカゴケグモ 他1	7
甲殻類	5	1	アメリカザリガニ（注）	6
貝類	11	1	カワヒバリガイ	4
その他	2	0		1
維管束植物	60	13	ナガエツルノゲイトウ 他12	19
計	131	36	※	162

※ 36種のうち、県内で定着が確認された特定外来生物の種数：31

（注）アカミミガメ及びアメリカザリガニについて

2023年6月から特定外来生物の中でも「条件付特定外来生物」に指定され、販売や放出等は禁止されるが、ペットとしての飼育や無償譲渡は可能となっている。ただし、飼育する以上、最後まで責任を持って適切に飼育することが求められている。

27頁「ひょうごの生物多様性保全プロジェクト」

県内で取り組まれている貴重な動植物の保護や特定外来生物の駆除などの生物多様性保全活動の中から、モデルとなる活動を「ひょうごの生物多様性保全プロジェクト」に選定し、プロジェクト団体への支援を通じて、生物多様性の保全や担い手の育成拡大を推進している。（2023年度末現在108プロジェクト）

区分	選定数	活動内容（例）
希少種の保全に関するもの	37	モリアオガエルの保全活動（西宮市立山口中学校モリアオガエル保存会） ほか
水辺環境の保全に関するもの（外来生物駆除を含む）	22	篠山城跡掘の生態系の保全再生（農都ささやま外来生物対策協議会） ほか
地域生態系の保全・再生に関するもの	42	棚田の保全・再生と継承活動（NP0法人棚田LOVER's） ほか
生物生息・生育環境の創出に関するもの	7	尼崎中央緑地の生物多様な森づくり（アマフォレストの会） ほか

27頁、31頁「イヌワシ」

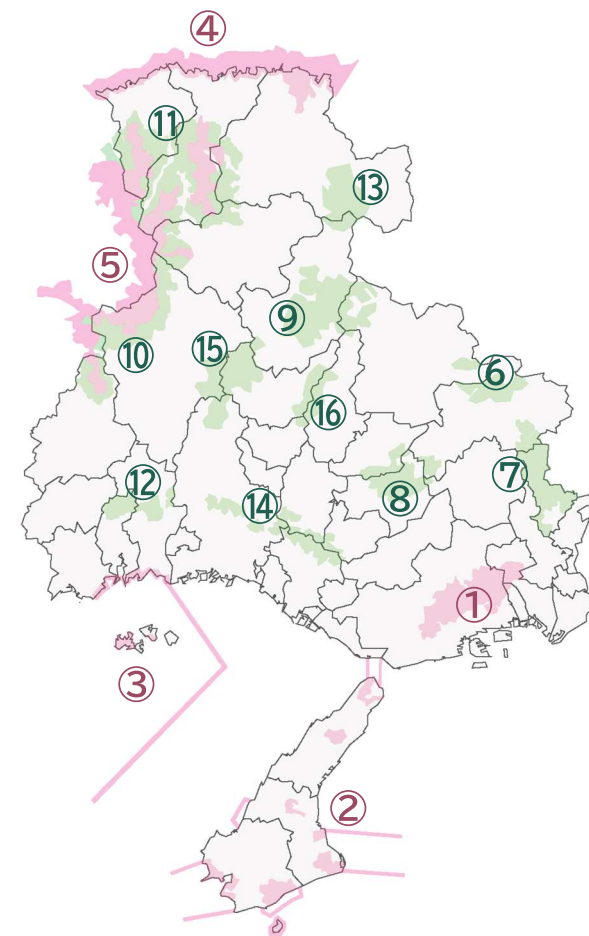
イヌワシは、文化財保護法による天然記念物、種の保存法による国内希少野生動植物種、環境省のレッドリストで絶滅危惧ⅠB類(EN)、兵庫県版レッドリストでAランクに指定されている。北海道、東北から中部、中国地方の日本海側を中心に生息。四国、九州ではごくわずかに生息し、全国の生息数は約500羽と推定されている。

県内では、現在、扇ノ山及び氷ノ山方面に、つがいとしては2組のみが確認されている。近年、草原など狩場適地や餌動物の減少、ダム建設や林道工事などの大規模開発などにより、生息環境が大きく減少傾向にある。



上山高原ふるさと館
(上山高原エコミュージアムの拠点基地)

県内の自然公園位置図



27頁、31頁 「上山高原エコミュージアム」

新温泉町の扇ノ山山麓に広がる上山高原周辺において、イヌワシなど貴重な野生生物や豊かな自然を県民の共有財産として次代へ継承するため、県民の交流と参画、協働により持続的な自然環境の保全を図りながら、地域振興にも寄与する拠点。地元NPOによる地域資源を活かした交流プログラムや、地元NPO、新温泉町、兵庫県で組織する「上山高原エコミュージアム運営協議会」を中心に、ススキ草原の再生、動植物のモニタリング調査などに取り組んでいる。

31頁「自然公園」

優れた自然の風景地を保護するとともに、休養や環境学習等の利用に役立てるため、自然公園法により環境大臣が国立公園及び国定公園を、兵庫県立自然公園条例により知事が県立自然公園を指定している。これらの公園面積は県土の約20%を占める。

自然公園の指定状況（2023年度末現在）

公園区分	箇所	面積(ha)	自然公園の名称
国立公園	2	19,626	瀬戸内海（①六甲地域・②淡路地域・③西播地域） ④山陰海岸
国定公園	1	25,200	⑤氷ノ山後山那岐山
県立自然公園	11	121,357	⑥多紀連山 ⑦猪名川渓谷 ⑧清水東条湖立杭 ⑨朝来群山 ⑩音水ちくさ ⑪但馬山岳 ⑫西播丘陵 ⑬出石糸井 ⑭播磨中部丘陵 ⑮雪彦峰山 ⑯笠形山千ヶ峰
計	14	166,183	

31頁「自然環境保全地域」など

自然的、社会的諸条件からみて、その区域における自然環境等を保全することが特に必要なものを、自然環境保全地域、環境緑地保全地域、自然海浜保全地区として指定している。

また、地域の自然を象徴し、県民に親しまれ、または由緒由来があり、特に保全することが必要なものを郷土記念物に指定し、保全に繋げている。

自然環境保全地域等の指定状況（2023年度末現在）

指定地域	箇所	指定地域の一例
自然環境保全地域	16	林田川(ゲンジボタル生息地：姫路市)、駿行寺(コジイ林：赤穂市)ほか
環境緑地保全地域	36	満願寺の森(コジイ林：宝塚市)、保久良神社の森(ヤマモモ林：神戸市)ほか
自然海浜保全地区	3	安乎(洲本市)、厚浜(洲本市)、久留麻(淡路市)
郷土記念物	45	味取の俵石(香美町)、追手神社の千年モミ(丹波篠山市)ほか
計	100	

31頁「鳥獣保護区」

「鳥獣保護区」は、鳥獣の保護を図る必要があると認められる地域に指定されるもので、区域内での鳥獣の捕獲ができなくなるとともに、県知事が区域内の立木竹に巣箱、給水、給餌施設等を設けることを土地所有者は拒否できない。

また、特に鳥獣の保護増殖を図る必要のある区域を「特別保護地区」に指定し、区域内では、一定の開発行為が規制される。

その他、減少した狩猟鳥獣の回復、増加を図る事を目的に指定する「休猟区」、市街やその他人家が密集している場所など、銃器等による狩猟が危険と思われる地域を指定する「特定猟具使用禁止区域」、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められる猟法を指定する「指定猟法禁止区域」などがある。

県内の鳥獣保護区の指定状況（2023年度末現在）

区 分	箇所数	面積(ha)
鳥獣保護区	86	38,646
鳥獣保護区 (うち特別保護地区※)	(13)	(1,770)
休 猟 区	1	2,921
特定猟具使用禁止区域 (銃器・くくりわな)	169	202,123
指定猟法禁止区域 (鉛散弾)	1	140
計	257	243,830

※ 国指定鳥獣保護区（特別保護地区含む）2箇所を含む

33頁「山焼き（野焼き）」

廃棄物の野焼き(いわゆる野外焼却)は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で原則禁止とされているが、農林業を営むためにやむを得ない場合に野外で植生などを焼却する場合などは例外的に認められ、草原などでの山焼きもこの例外規定に含まれる。

山焼きは、ススキなど植物の芽吹きが促されるなどの効果があるとされ、砥峰高原や上山高原などで毎年行われる山焼きは、春を告げる風物詩として地元住民や観光客に親しまれている。

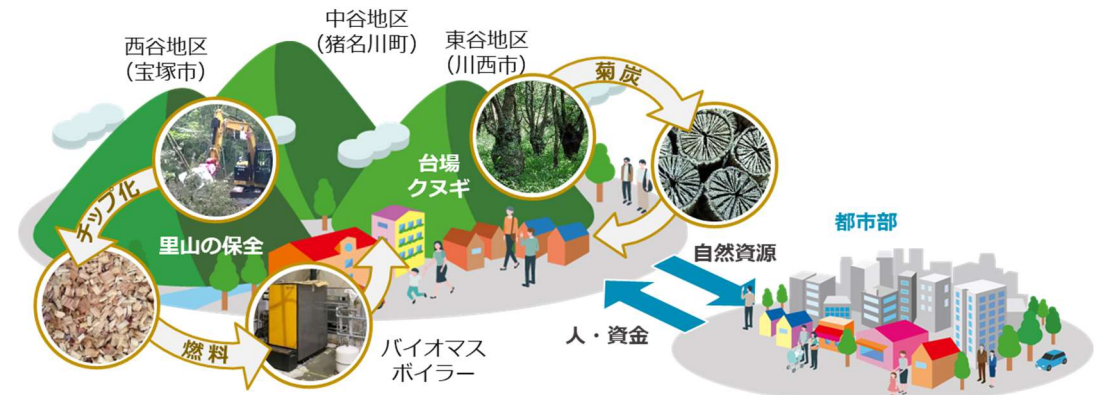
ただし、こうした山焼きや草地の野焼きの実施にあたっては、山火事や大気汚染による健康被害・人の生活環境への支障を引き起こすことのないよう、消防署や熟練者の指導のもとに最大限慎重に対応することが求められる。

44頁「北摂里山地域循環共生圏」

兵庫県では、地域資源を活用した再エネの導入を図り、エネルギー原料費を域外に流出させることなく、持続可能な形でエネルギー・資源・地域経済が域内で循環するエネルギーの地産地消モデルとして「地域循環共生圏」の創出に取り組んでいる。

北摂里山地域では、「北摂里山地域循環共生圏」構想を掲げ、日本一の里山と称される豊かな自然環境を保全するとともに、近接する都市部住民との交流を促すことで、自然資源や人、資金の地域内循環による地域の活性化を図っている。

また、宝塚市西谷地区では、木質バイオマス燃料の利活用として、里山再生のための森林施業により排出される木材をチップ化し、地域のボイラー燃料として利用するエネルギーの地産地消をめざしている。



北摂里山地域循環共生圏のイメージ

44頁「Jクレジット」

J-クレジットとは、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO₂等の排出削減量や、適切な森林管理によるCO₂等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度のこと。本制度は、国内クレジット制度とオフセット・クレジット（J-VER）制度が発展的に統合した制度で、国により運営されている。

46頁「ブルーカーボン」「ブルーカーボンクレジット」

ブルーカーボンとは、大気中の二酸化炭素が海藻・海草などの海の生態系に吸収されて固定される炭素のことを指し、新たな二酸化炭素の吸収源として注目されている。

また、ブルーカーボンクレジットとは、ブルーカーボンを定量化して取引可能なクレジットにしたものである。なお、国が設立を認可したジャパンプルーエコノミー技術研究組合（JBE）が創設し、認証・発行・管理しているブルーカーボンクレジットは、「Jブルークレジット」である。

46頁「栄養塩類」

「瀕死の海」と呼ばれた瀬戸内海は、その後の厳しい排水規制により水質が大きく改善した。しかしながら、その反面、一部の海域では栄養塩類（全窒素及び全りん）の不足などによるのりの色落ちや水産資源の減少が課題となっている。

このため、兵庫県では、改正瀬戸内海環境保全特別措置法(2021年)に基づき、「兵庫県栄養塩類管理計画」を策定し、栄養塩類の供給量増を目指している。

48頁「グリーンインフラ」

自然環境の持つ多様な機能を人工的なインフラの代替手段や補完手段として活用し、自然環境、経済、社会にとって有益な対策を社会資本整備の一環として進める取組のこと。特に、気候変動の影響による気象災害の激震化などにより、想定を超える規模の自然災害を前提とした防災・減災対策が求められるとともに、これまで整備された社会資本の老朽化・維持管理コストの増大が懸念される中、こうした社会的・経済的課題を解決し、持続可能な社会を形成する方策として、自然環境が有する機能を積極的に活用する取組が注目されている。

49頁「Eco-DRR（エコ・ディー・アール・アール）」

Eco-DRR（Ecosystem-based Disaster Risk Reduction）とは、グリーンインフラの中でも、特に生態系の保全・再生による自然の力に注目して、防災・減災に活用していこうという新しい考え方。

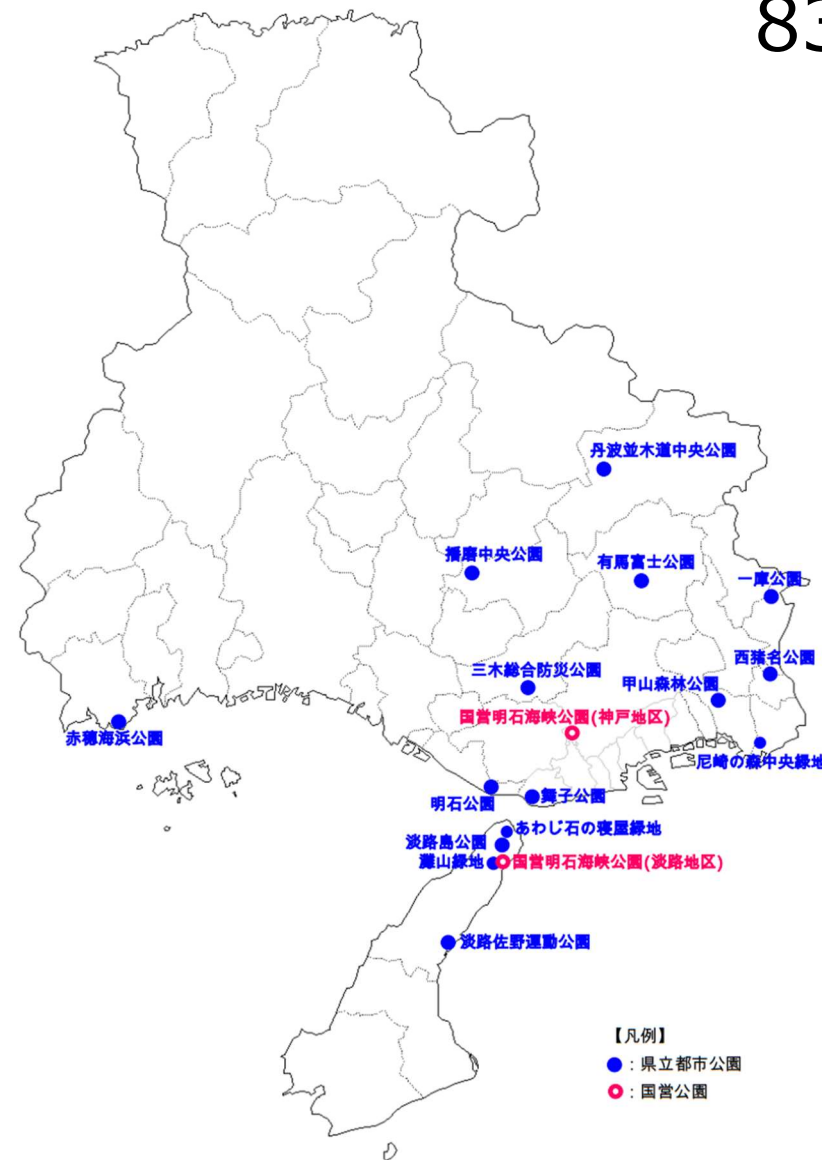
Eco-DRRを進めることは、災害に強い地域づくりに寄与するだけでなく、生態系の持続的な保全や、自然と触れ合う場を地域に提供するといった社会的な効果、エコツーリズムの実施等による経済的な効果など、幅広い社会・経済効果が期待できる。

51頁「都市公園」

都市公園は、人々のレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流の空間など多様な機能を有する都市の根幹的な施設である。

基幹公園や特殊公園、大規模公園など様々な規模、種類に区分されている。

種別		県立都市公園名	所在地	当初開園 年月日	計画面積 (ha)	開園面積 (ha)
広域	1	明石公園	明石市	T7.4.15	54.8	54.8
	2	甲山森林公園	西宮市	S45.11.10	110.6	83.0
	3	播磨中央公園	加東市	S53.8.5	381.6	181.7
	4	淡路島公園	淡路市	S60.4.21	148.8	134.8
	5	赤穂海浜公園	赤穂市	S62.7.25	71.7	71.7
	6	一庫公園	川西市	H10.7.29	116.1	48.2
	7	有馬富士公園	三田市	H13.4.29	359.8	178.2
	8	三木総合防災公園	三木市	H17.8.6	202.5	202.3
	9	丹波並木道中央公園	丹波篠山市	H19.10.14	70.9	70.9
	広域公園 計				1,516.8	1,025.6
運動	10	淡路佐野運動公園	淡路市	H15.5.3	29.5	29.5
地区	11	西猪名公園	伊丹市・川西市	S57.4.8	6.0	6.0
風致	12	舞子公園	神戸市	M33.7.25	7.8	7.8
都市 緑地	13	灘山緑地	淡路市	H12.3.18	11.3	11.3
	14	尼崎の森中央緑地	尼崎市	H18.5.31	18.9	18.9
	15	あわじ石の寝屋緑地	淡路市	H27.4.1	75.4	37.5
	都市緑地 計				105.6	67.7
合 計					1,665.7	1,136.6



県内の都市公園マップ

51頁「ヒートアイランド現象」

都市化の進展に伴い、都市中心部の気温が郊外に比べて高くなる現象をいう。地図上に等温線を描くと、高温域が都市を中心に島状（アイランド）に分布するため、ヒートアイランド（heat island＝熱の島）現象と呼ばれる。主な原因として、人工排熱、緑地の減少、地表面の人工被覆、人工構造物への蓄熱の増加などが挙げられ、都市部の気温上昇に伴い、熱中症等の健康被害の拡大や生態系への影響等が懸念されている。

2 兵庫県環境審議会自然環境部会 委員等一覧

兵庫県環境審議会

区 分	氏 名	職 名 等
会 長	中 瀬 勲	兵庫県立人と自然の博物館 名誉館長

自然環境部会

区 分	氏 名	職 名 等
本委員	高 橋 晃	兵庫県立大学 名誉教授（部会長）
	太 田 英 利	兵庫県立大学 教授
	竹 尾 と も え	兵庫県議会議員
	谷 口 日 出 二	公募委員
	辻 三 奈	公募委員
	角 田 昌 二 郎 （～2024.8）	NHK神戸放送局 副局長
	能 美 龍 太 郎 （2024.9～）	
	三 橋 弘 宗	兵庫県立大学 自然・環境科学研究所講師（兵庫県立人と自然の博物館 主任研究員）
	與 語 信 也	兵庫県弁護士会 弁護士
特別委員	突 々 淳	兵庫県漁業協同組合連合会 専務理事
	山 田 裕 司	ひょうご森林林業協同組合連合会 ひょうご森づくりサポートセンター長

3 審議経過

開催回	開催年月日	審議内容
	2023年 7 月28日	兵庫県から兵庫県環境審議会に対して諮問
第 1 回	2023年 9 月11日	・「生物多様性ひょうご戦略」改定の趣旨、スケジュール ・本県における生物多様性の現状と課題 ・現行戦略の概要と課題
第 2 回	2023年11月24日	・環境省自然環境局生物多様性主流化室へのヒアリング・意見交換
第 3 回	2024年 3 月11日	・戦略骨子案について
第 4 回	2024年 7 月25日	・戦略素案について
第 5 回	2024年10月30日	・戦略案について
第 6 回	2025年 1 月23日	・パブリックコメントの結果報告及び対応 ・戦略の確定について
	2025年 1 月24日	兵庫県環境審議会から兵庫県に対して答申